

しんおんせん 議会だより

臨時号 令和2年(2020)
5月28日

令和2年5月11日臨時議会を開催し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の補正予算及び条例改正を可決しました。その支援策の概要を国県の制度と併せてお知らせします。

町議会は町民の皆さまの声を広くお聞きし、同感染症の防止対策や経済・生活支援について継続して政策提言していきます。今後も臨時議会や6月定例議会で支援策が追加される予定ですので、事業実現に向けて全力で取り組みます。

(この情報は5月20日現在のものです)

個人・
世帯向け

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援制度

	制度名	概要	対象	問い合わせ先
給付	特別定額給付金	給付額 1人につき10万円	令和2年4月27日に、住民基本台帳に記録されている人 (対象者には世帯主宛に申請書が送付されています。)	役場総務課 ☎ 82-3111
	子育て世帯への臨時特別給付金	給付額 対象児童1人につき1万円	令和2年4月分(4月から新高校1年生となっている場合等は3月分)の児童手当の支給を受ける方	
	傷病手当金(国民健康保険・後期高齢者医療)	令和2年1月1日～9月30日の間に、新型コロナウイルス感染症に感染した者が感染症が疑われる者が仕事を休んだ場合 支給額 日額給料の2/3に仕事を休んだ日数(3日控除)を掛けた金額	国民健康保険・後期高齢者医療の加入者	役場健康福祉課 ☎ 82-5620
貸付	生活福祉資金貸付	①緊急小口資金 限度額 10万円以内(学校等の休業、個人事業主等の特例の場合は20万円) ②総合支援資金(生活支援費) ※貸し付けは原則3ヵ月以内 限度額 単身世帯:月額15万円以内 複数世帯:月額20万円以内	①休業などで収入が減り、一時的な資金が必要な人 ②減収、失業などで生活の立て直しが必要な人 (※貸付の要件有)	町社会福祉協議会 ☎ 92-1866 ☎ 82-1071
	離職者生活安定資金融資	限度額 1件当たり50万円 ※保証料補助制度あり	解雇等で失業した人、求職活動中の人等	兵庫県 産業労働部政策労働局 労政福祉課 ☎ 078(362)3362
住宅	住居確保給付金	支給期間 原則3ヵ月 支給額 世帯員1人の場合32,300円 (世帯員数に応じて、増額有)	収入減少等により住居を失うおそれがある人	企業組合労協センター事業団 但馬地域福祉事務所 ☎ 0796(34)6333 ☎ 090-7880-4407

事業者
向け

	制度名	概要	対象	問い合わせ先
給付	休業要請事業者経営継続化支援金	限度額 ①4月15日～21日に休業等を開始 中小法人:100万円 個人事業主:50万円 ②4月22日～28日に休業等を開始 中小法人:60万円 個人事業主:30万円 ③4月29日に休業等を開始 中小法人:30万円 個人事業主:15万円 いずれも5月6日まで継続して休業するもの。 飲食店、ホテル・旅館については、上記①～③の期間に応じて、以下の金額 ①中小法人:30万円 個人事業主:15万円 ②中小法人:20万円 個人事業主:10万円 ③中小法人:10万円 個人事業主:5万円	県の休業要請や時間短縮の要請等に応じた事業者のうち、原則、4月または5月の売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者等	兵庫県 経営継続支援金 ☎ 078(361)2281
	経営継続支援事業交付金 [町単独事業]	上記「休業要請事業者経営継続化支援金」に町支援金を上乗せる 限度額 ①中小法人:70万円 個人事業主:35万円 ②中小法人:40万円 個人事業主:20万円 ③中小法人:20万円 個人事業主:10万円	上記「休業要請事業者経営継続化支援金」の支給対象となった飲食店及びホテル・旅館の事業者 (ただし、令和2年4月29日から兵庫県が追加で行った休業要請等に基づき支援金の支給決定を受けた方は、対象となりません。)	役場商工観光課 ☎ 82-5625 町商工会 ☎ 82-1152 ☎ 92-1856
	商工事業者支援給付金 [町単独事業]	令和2年1月～5月の間に売上げが前年同期比で減少するか、今後減少する見込みである場合 支給額 1事業者につき10万円	町内に本社を有する法人、令和2年1月1日現在で町内に住所を有する事業者	
	持続化給付金	営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給。 給付額 中小法人等200万円 個人事業主等100万円	新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 (中小法人等の対象要件有)	持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570

裏面に続く ➡

制度名		概要	対象	問い合わせ先
貸付	新型コロナウイルス対策融資支援補助金 [町単独事業]	①信用保証料補助金 ・補助率 10/10・上限額 20万円 ②利子補給金 ・借入限度額 5,000万円以内 ・利子補給率 年率1.0%以内 ・利子補給期間 3年間	新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている町内の事業者 (※町内事業所を有する等の要件有)	役場商工観光課 ☎ 82-5625 町商工会 ☎ 82-1152 ☎ 92-1856
	兵庫県中小企業融資	①新型コロナウイルス感染症対応資金 ②新型コロナウイルス対策貸付 ③新型コロナウイルス危機対策貸付 ④経営活性化資金(新型コロナウイルス対策) ⑤借換等貸付(新型コロナウイルス対策)	セーフティネット4号・5号保証、危機関連保証の認定を受けた事業者 (※売上減少等の要件有)	兵庫県 産業労働部地域金融室 ☎ 078(362)3321

**農林畜
水産業**

制度名		概要	対象	問い合わせ先
支援事業	畜産受精料補助金 [町単独事業]	補助額 1頭当たり4,016円(初回限り)	畜産事業者	役場農林水産課 ☎ 82-5626
	優良牛確保事業補助金 [町単独事業]	繁殖雌牛導入の年間申請頭数を拡充 申請上限 1事業者当たり5頭	畜産事業者	
	漁船保険等加入推進事業補助金 [町単独事業]	補助率 大型船：10% (新造船は5年以内25%) 小型船等：25%	浜坂漁業協同組合に所属する漁業者、漁船を有する法人	
貸付	美しい村づくり・豊かな海づくり資金	融資の限度額の引き上げ、貸付期間の延長、利率の無利子化 限度額 法人：2,000万円 個人：1,000万円 貸付期間 7年以内(据置2年以内) 貸付利率 当初3年間無利子化	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農業者及び漁業者等	

※今後、支援策の追加等がありますので、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染症に関する町税等納付相談(徴収猶予、減免、分納等)

制度名	概要	問い合わせ先
地方税における猶予 ・町県民税 ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税 ・法人町民税 ・入湯税	令和2年2月1日～令和3年1月31日の間に納期限が到来する地方税の納付を1年間猶予(延滞金はかからない。) 対象要件は、①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)で、事業等の収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること②一時に納付、または納入を行うことが困難であること。	役場税務課 ☎ 82-3113
介護保険料・後期高齢者保険料	納付が困難な場合は、納付猶予、減免、分納などの方法があります。 遠慮なくご相談ください。	役場健康福祉課 ☎ 82-5620
水道料金・下水道使用料・浜坂温泉使用料		役場上下水道課 ☎ 82-3114
町営住宅使用料		役場建設課 ☎ 82-3115
認定こども園保育料		役場こども教育課 ☎ 82-5627
給食費		学校給食センター ☎ 82-1397
厚生年金保険料等の納付猶予制度	事業等に係る収入に相当の減少があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難となった事業主の方は、納付を1年間猶予(特例)	豊岡年金事務所 ☎ 0796-22-0948
国税の納付猶予	無担保かつ延滞税なしで1年間納税を猶予	国税局猶予相談センター ☎ 06-6630-3680
国民年金保険料	業務の喪失や売上げの減少などが生じて所得が下がった場合は、臨時特例措置として簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請と国民年金保険料学生納付特例が可能	豊岡年金事務所 ☎ 0796-22-0948 役場町民安全課 ☎ 82-5621



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、委員会等は座席間隔を広げて開催。

新温泉町議会報告会の中止について

令和2年4月23日発行のしんおんせん議会だよりNo.58において、議会報告会の開催をご案内していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止することにしました。

発行 新温泉町議会 発行者 議長 中井 勝
議会広報調査特別委員会

委員長 阪本晴良 副委員長 平澤剛太
委員 河越忠志 浜田直子 森田善幸
竹内敬一郎

〒669-6792
兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673-1
TEL 0796 - 82 - 5628